

管理 No.	申 065
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：市民部 スポーツ振興課
(スポーツ振興係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	学校開放による施設の利用の許可
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第7条
処分権者	教育委員会
審査基準	<p>学校体育施設の利用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第7条・奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第8条・奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則 第4条 <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則】</p> <p>(利用手続)</p> <p>第7条 学校開放により施設を利用(子供の遊び場としての利用を除く。)しようとする者は、原則として利用を希望する前月の20日までに、所定の申込書を教育委員会に提出し、あらかじめ許可を受け、利用当日管理指導員に提示しなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、奈良市に在住(在勤・在学)している者で組織され、かつ成人の責任者が明確な青少年、婦人その他の団体に限り与えるものとする。</p> <p>(利用の禁止)</p> <p>第8条 次の各号の一に該当する場合は、開放施設の利用を認めないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教活動のための利用(3) もつぱら営利を目的とするための利用
標準処理期間	即日
最終更新日	平成31年 4月 1日更新

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準 補足	<p data-bbox="320 273 1129 304">【奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則】</p> <p data-bbox="349 320 517 351">(申込み方法)</p> <p data-bbox="320 367 1481 450">第4条 利用希望団体は、各開放校に備え付けの利用申込書(別記第1号様式)により、利用日の属する月の前月の20日までに申込みを行うものとする。</p> <p data-bbox="320 465 1474 548">2 子どもの健全な遊び場としての利用を希望する団体は、事前に当該開放校の校長の承諾を得、当該開放校に備え付けの利用簿に必要事項を記入した上利用することができるものとする。</p>